

再圧治療費補助制度

再圧治療費補助制度は、減圧障害が疑われるダイバーの早期治療を目的とした
DAN JAPANが運営する制度です。

「減圧障害かな？」と思ったときには、なるべく早く再圧治療を受けるようにしましょう！

再圧治療費補助のご案内

★減圧障害の早期治療

一般的に、早期の再圧治療はより効果的とされています。
DAN JAPANでは再圧治療費を補助し、会員の負担を軽減することにより、早期に再圧治療を受けやすい環境を整えます。

★再圧治療費補助制度の内容

本制度は、DAN JAPAN会員サービスに付帯するレジャーダイビング保険とは別途、早期に実施された再圧治療の費用について、年度内1回を上限に補助いたします。

- ・対象：一般・インストラクター会員の方
- ・補助再圧治療費1回分の自己負担金額のうち、上限20,000円までを補助
(各年4月1日より始まる年度内において1会員につき1回まで)

※減圧障害治療のための再圧治療にともなう、通院、入院、薬、検査等でかかった費用を含め20,000円を上限とします。
(同じ病院で減圧障害治療にかかった実費の合計)

※年度内に再度、減圧障害治療にかかった場合の費用は2回目となるため補助の対象とはなりません。

★再圧治療費補助の要件

- ・発症原因と疑われるダイビングを行った時点、および減圧障害を発症した時点共にDAN JAPAN会員資格が有効であること。
- ・ダイビングにより発症した減圧障害の治療であること。
- ・国内において健康保険を使用し、発症原因と疑われるダイビングから2週間以内に受けた再圧治療であること。
- ・治療後、3週間以内に再圧治療費補助の申請手続きをすること。

お手続きの方法

- ① DAN JAPAN事務局に、再圧治療を受けたことを電話で連絡

「再圧治療費補助の要件」に合致する再圧治療を受けた場合は、電話でDAN JAPAN事務局に連絡し、必要書類(補助金請求書)の送付を依頼する。

※DAN会員資格に付帯するレジャーダイビング保険の事故報告とは別となりますが、同時にお手続きが可能です。



- ② 事務局から補助金請求書用紙を発送



- ③ 事務局へ以下の必要書類を返送

【書類】

- 必要事項を記入した補助金請求書用紙
 - 再圧治療を行なった記載のある診療明細のコピー
 - 支払った費用が記載されている領収書のコピー
- ※治療後3週間以内にご提出ください。
(提出が遅れる場合は事前に必ず事務局までご連絡下さい。)
※事務局内で要件を確認後、内容についてお問い合わせする場合があります。



- ④ 審査終了後、事務局から補助金支払通知書を発送



- ⑤ ご指定の口座にお振込み
請求月の月末で纏め、翌月にお支払いいたします。